## 平成二十七年政令第百四十号 法(平成二十六年法律第四十九号)第十九条第内閣は、国立研究開発法人日本医療研究開発機 本医療研究開発機構審議会令

第一条 日本医療研究開発機構審議会(以下「審 - 審議会に、特別の事項を調査審議させるため議会」という。) は、委員十人以内で組織する。 |項の規定に基づき、この政令を制定する。 必要があるときは、臨時委員を置くことができ

2

があるときは、専門委員を置くことができる。 (委員等の任命) 審議会に、専門の事項を調査させるため必要

究開発(独立行政法人通則法(平成十一年法律いう。以下同じ。)である場合にあっては、研い者を外国人(日本の国籍を有しない者を第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者 を有する者)のうちから、内閣総理大臣が任命 いう。次項において同じ。)に関して高い識見 第百三号)第二条第三項に規定する研究開発を

のある者(その者が外国人である場合にあって2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験 が任命する。 い識見を有する者)のうちから、内閣総理大臣は、当該専門の事項に係る研究開発に関して高

(委員の任期等)

欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補 委員は、再任されることができる。

事項に関する調査審議が終了したときは、解任臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の 事項に関する調査が終了したときは、 されるものとする。 +項に関する調査が終了したときは、解任され専門委員は、その者の任命に係る当該専門の

4

3

るものとする。 委員、臨時委員及び専門委員は、 非常勤とす

5

第四条 審議会に会長を置き、委員(外国人であ

る委員を除く。)のうちから、委員が選挙する。

指名する者が、その職務を代理する。

る委員を除く。)のうちから会長があらかじめ

会長に事故があるときは、委員(外国人であ 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2

3

は、次に掲げる要件を満たさなければならな第五条 審議会は、会議を開き、議決する場合

ないこと。 関係のある臨時委員の総数の五分の一を超え 国人である臨時委員の数が、委員及び議事に 外国人である委員及び議事に関係のある外

二 委員及び議事に関係のある臨時委員の過半 数が出席すること。

し、可否同数のときは、会長の決するところに 臨時委員で会議に出席したものの過半数で決 よる。 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある

(資料の提出等の要求)

第六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため 必要な協力を求めることができる。 に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他 必要があると認めるときは、関係行政機関の長

第七条 審議会の庶務は、内閣府科学技術・イノ (審議会の運営) ベーション推進事務局において処理する。

第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手 長が審議会に諮って定める。 続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会

附

の日(平成二十七年四月一日)から施行する。 る法律(平成二十六年法律第六十七号)の施行 正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関す この政令は、独立行政法人通則法の一部を改 九附号訓 (令和三年三月三一日政令第一O

第一条 する。 (施行期日) この政令は、 令和三年四月一日から施行